

西野町小学校・三和小学校へ の電子錠の導入について



電子錠の導入について

市は、令和5年12月から令和6年2月に学校体育施設の鍵の省人化に向けて、電子錠（リモートロック）を導入した実証実験を市内3校で実施しました。その結果をふまえ、西野町小学校、三和小学校は電子錠の本格導入が決定しました。

	導入前	導入後
鍵の開閉	管理人	利用者
電気の点灯・消灯	管理人	利用者
実績報告	紙	電子

※令和7年4月からは全校導入予定です。

利用の流れ

01

暗証番号を確認

代表者のメールアドレスに、施設の鍵を解錠するパスワードがメールが届きます

02

利用日に予約している施設へ行き、利用の準備

校門を開け、体育館通路の電気を付け、リモートロックを操作し鍵を開けます

03

施設を利用

予約内容に沿って、施設を利用します

04

片付けをして、体育館を施錠

モップがけ、窓閉め、電気消灯、換気扇停止、施錠します

05

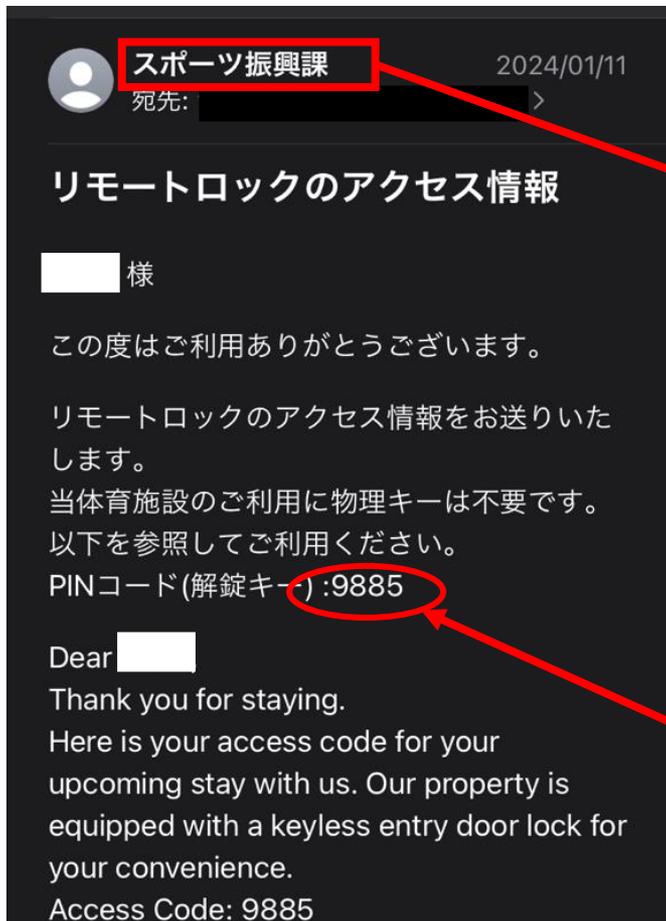
実績報告

電子申請で利用状況を報告します

暗証番号を確認

代表者のメールアドレスに、施設の鍵を解錠するパスワードがメールで届きます

利用月の前月 2 1 日～2 3 日に「あいち共同利用型施設予約システムに登録されたメールアドレス」に暗証番号が届きます



noreply@remotelock.jp

このメールアドレスから
受信できるように設定
しておいてください。



暗証番号

※メールが利用前月の 2 5 日になっても届かない場合はスポーツ振興課へご連絡ください。

利用日に予約している施設へ行き、利用の準備をする

校門を開け、体育館通路の電気を付け、リモートロックを操作し鍵を開けます

校門を開ける



体育館通路の 電気をつける



入口のリモートロック を解錠する



※解錠の詳細は次ページ

RemoteLOCK操作説明

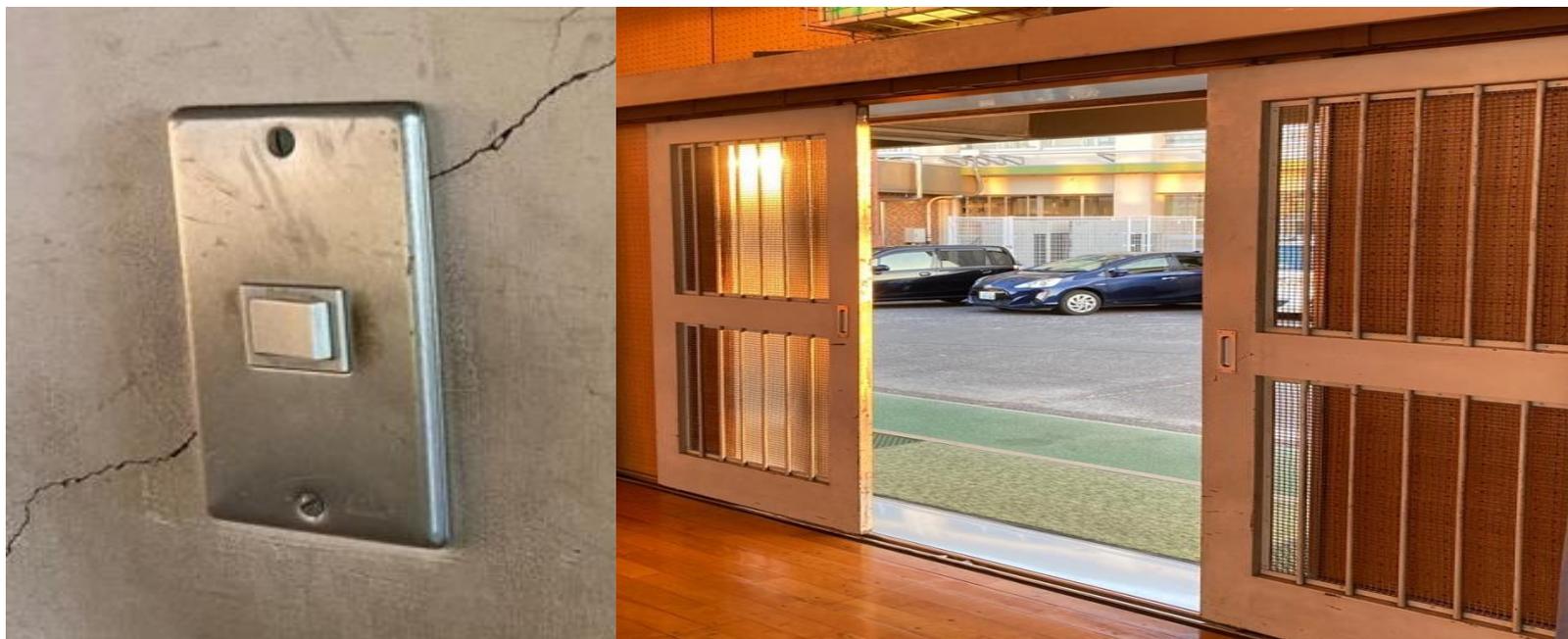


◎扉は暗証番号で開錠後オートロックになっています。帰りはドアノブで扉をあけるので、必ず「確定ボタン」を押してください。「確定ボタン」を押すとロックされます。

◎利用開始・終了時間の前後 15分間が操作可能時間です。
21時15分以降はリモートロックが使用できなくなります。

予約内容に沿って、施設を利用します

体育館の照明をつけ、利用開始



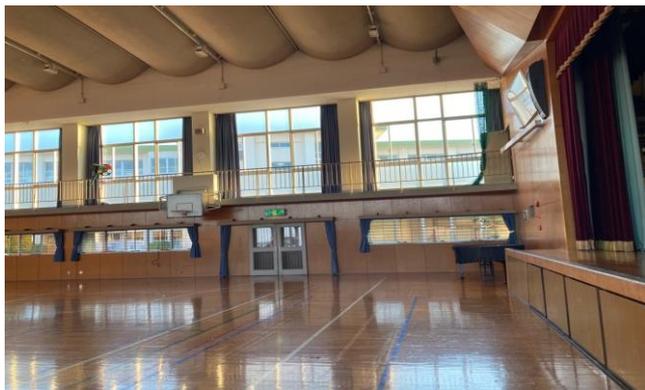
**代表者が扉をあけ、他の利用者が入れるようにしてください。
利用後は施錠を忘れないようにしてください。**

※代表者不在の場合は、代理の方が開けてください。

片付けをして、体育館を施錠する

モップがけ、窓閉め、電気消灯、換気扇停止、施錠します

モップ掛け、窓閉め等を行う



トイレの電気消灯、 換気扇を切る



体育館の外に出たら、 「LOCKSTATE」を押し、 ロックをかける



通路の電気を消す



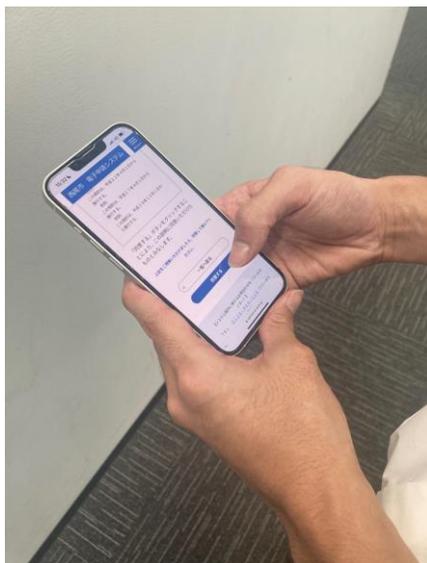
忘れやすいので
注意！！

校門を閉める



電子申請で利用状況を報告します

終了後、速やかに 実績報告をする



ブックマーク、ショートカット
アイコンのホーム画面追加
をオススメ!

実績報告はこちらから



【帰る前にもう一度チェック!】

- ◎ 体育館内の全ての電気を**必ず消してください**。
- ◎ 開いている窓や扉がないか**確認してください**。
- ◎ ゴミが落ちていないか**確認してください**。

西野町小学校 見取り図

屋外



凡例

← 入館導線

● 体育館通路電気
スイッチ

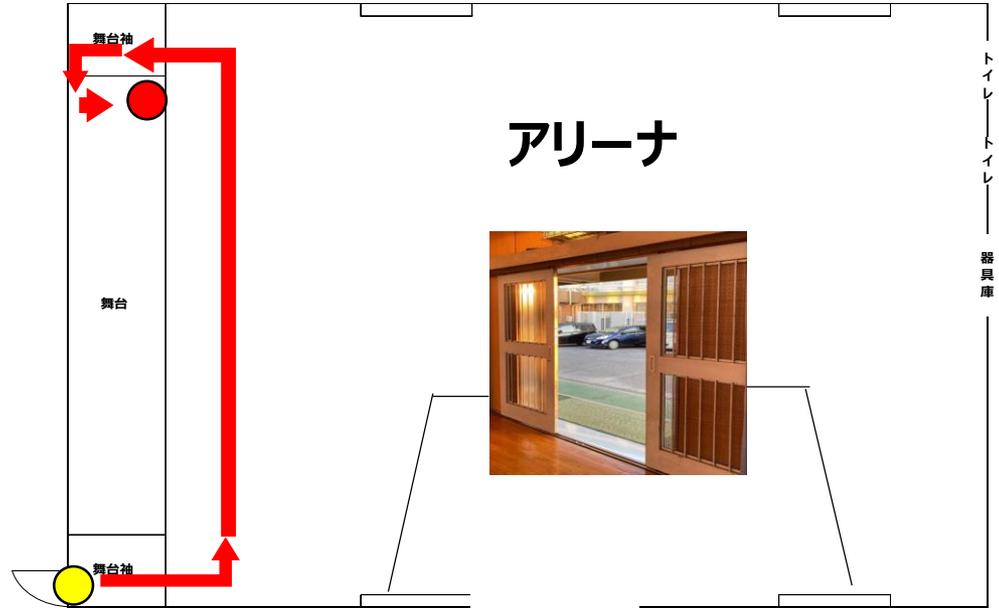


● 入り口扉
リモートロック



※体育館通路電気は連動しています

体育館内



凡例

● 体育館内電気
スイッチ



● 入り口扉
リモートロック



※入口と反対側の舞台隅にあります

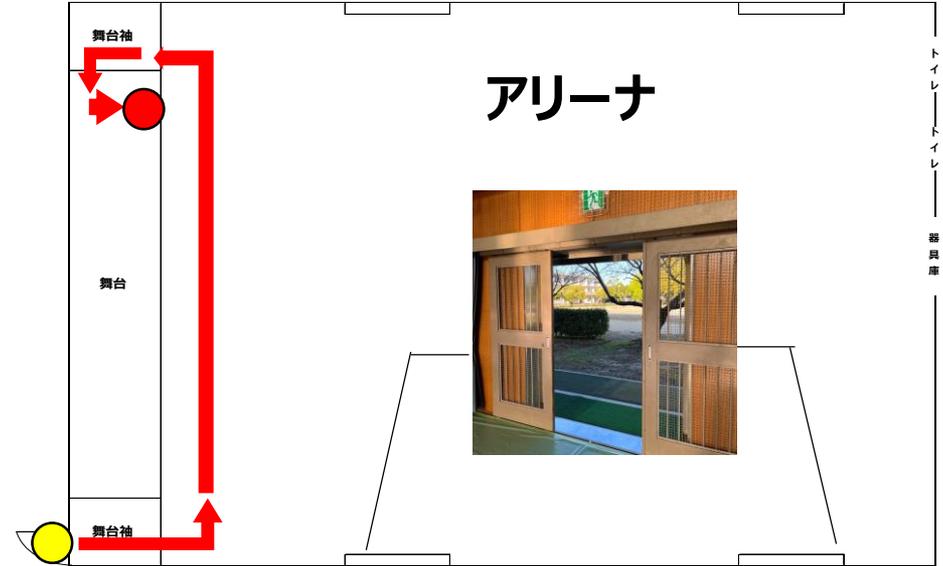
トイレ
器具庫

三和小学校 見取り図

屋外



体育館内



凡例

← 入館導線

● 体育館通路電気
スイッチ

● 入り口扉
リモートロック



※体育館通路電気は連動しています

凡例

● 体育館内電気
スイッチ

● 入り口扉
リモートロック



※入口と反対側の舞台隅にあります

利用のルール

1. 誓約書の内容を守る。
2. 器具庫、トイレ、体育館の窓の戸締りをする。
3. トイレ、施設、通路の電気を消す。
4. 21時まで利用を止め、21時15分までに外に出て、速やかに帰宅する。
5. 利用した施設の物を破損してしまったら、必ずスポーツ振興課（54-0002）へ連絡する。
6. 実績報告をする。
7. 学校体育施設スポーツ開放事業要項の「利用の注意事項」を確認してください。

利用のルールが守れなかった場合

利用のルールが守れなかった場合は、次のとおりです。

1 回目	スポーツ振興課から注意
2 回目	利用月の 3 か月後～ 7 か月後の抽選が当選しにくくなる
3 回目以降	1 か月間の利用停止